

香港法律年度開始式参加報告

国際委員会 委員長 山原 英治 (44期)
 副委員長 富松 宏之 (64期)
 委員 磯部 たな (67期)
 委員 伊與田有子 (67期)

1 法律年度開始式典

法律年度とは、英米法国において、裁判官が法廷を主宰する期間を指し、各国によってその始期が異なるものの、香港では毎年1月にこれが開始する。法律年度開始式典とは、このような法律年度が開始することを祝するセレモニーである。香港には2つの弁護士会が存在することや、当会が2012年にこれらの弁護士会と友好協定を締結していることはLIBRA 2016年2月号及び11月号に詳しい。

2019年1月14日に開催された法律年度開始式典は、大きく2つのパートより構成されており、儀仗隊によるパレード視察と最高裁長官等による演説とが行われる。後者の演説について、今年は、Chief Justice of the Court of Final AppealのGeoffrey Ma Tao-li氏（以下「Ma氏」という）、女性初の香港法律師会の会長となったMelissa K. Pang氏（以下「Pang氏」という）らが登壇した。

Ma氏は、昨年は、裁判所が、論争の対象となるような様々な事案を処理したことに触れ、裁判所の本来的機能は、法的紛争を解決することであって、政治的・社会的問題や経済的問題はその対象外であること、また、建設的な批判は歓迎し、表現の自由は尊重されるべきであるが、誤解や不正確な事実を基にそうした批判がなされるべきではないと述べた。この点については、Pang氏も、昨年7月に香港大律師公會と香港法律師會が共同で発表した譴責声明を紹介し、理性的な議論が行われるべきであって、裁判官に対す



る個人攻撃はあってはならないと強調した。こうした発言の理由は、香港の高等法院（高等裁判所）が2018年中に刑事裁判で判決を宣告した事案について、SNSに裁判長を誹謗中傷するメッセージが多数掲載され、同人の写真や個人情報インターネット上に掲載されたという事件があったためと思われる。

日本においては、こうした式典は存在しないが、香港の法律年度開始式典については新聞等でも取り上げられ、社会的にも一定程度関心を集める行事であることを考慮すると、法曹関係者から国民に対して司法制度のあり方について発信する機会（特に、文書の公表のみならず、スピーチで訴えかける機会）が定期的にあることは、国民との間の制度理解等の齟齬を解消又は減少させる相応の効果が見込まれるものであり、有意義であるように感じられた。

2 Presidents' Roundtable

この会合は、上記の法律年度開始式典に先行して開催される各弁護士会・団体の代表者のみが出席できる「首脳会議」であり、当会からは元会長である瀧上玲子会員（以下「瀧上元会長」という）が出席し、山原英治委員長がオブザーバーとして参加した。冒頭でPang氏の歓迎挨拶があり、続いて香港での二つの法的発展について言及があった。第一に、2018年3月1日から、反マネーロンダリングに関する依頼者に対するdue diligenceと記録の保存義務が弁護士に課せられたという点である。第二に、仲裁令（Arbitration Ordinance）改正により、2019年2月1日施行の「第三者による香港での仲裁制度へのファンディング」の制度が法的根拠を得るという点である。香港は、従前から世界の仲裁センターとしての名声が高いが、財務上の基盤強化を更に図る趣旨とかがえた。更に、弁護士業が過酷な労働環境にあるという一般論の中において、いかに有能な若い才能を獲得していくか、という問題意識が披瀝され、この冒頭挨拶に続くテーマ毎の参加者による討論に対して基調を示した。

その後、法曹の基本的役割、社会的インフラの拡大、有能な人材の確保という各テーマについて、参加者による討

論がなされた。有能人材獲得の点では、法の中での女性のリーダーシップを確保する努力によって「多様性と包摂」を実現し、もって法曹界を魅力のあるものとする、ということなどが報告され、この点は、我が国法曹界において、なお構造的男性優位の風潮が女性の法曹界への参加にとって支障になり、或いは有能人材の獲得に支障になっているかもしれない、と感じさせるものだった。

3 おわりに

上記のほか、立法会を訪問し、香港の立法会の機能（法律の改訂・予算の承認等）や歴史を学ぶとともに、参加者間で交流を行った。当委員会は「若手育成」の執行部の方針に従って香港の法律年度開始式典への若手の派遣を特に重視してきたが、香港側も多数の若手会員が参加しており、将来の布石として有益であった。香港側は複数回の会食の機会を設定し、各国からの参加者を歓迎したため、和やかな雰囲気の中、中国本土の人権問題等の機微な問題を含め、率直な意見交換を個別に行うことができた。

今回は、瀧上元会長を含め計5名で参加し、各弁護士会・団体の派遣人員と比較すると多いメンバーを構成することができたため、香港側には当会が「香港を重視している」との印象を与えることができたようである。とりわけ、当会初の女性会長となった瀧上元会長が香港律師會初の女性会長となったPang氏と邂逅できた歴史的意義は大きい。東京での午前中の会合に間に合わせるため早朝帰朝便のご負担にも拘わらずご参加いただいた瀧上元会長に感謝したい。

香港とは日弁連企画の下に複数の会員を研修目的で交互に交換し、当委員会所属会員の事務所でも数週間の受け入れ実績がある。研修終了後の仕事の紹介や協働機会もある。当委員会は、引き続き、当会と香港の弁護士会との間の関係の深化・醸成に尽力するものである。

